注４）技能検定合格者　職業能力開発促進法による技能検定のうち、検定職種を１級の「配管」（選択科目を建築配管作業とするものに限る）とするものに合格した者（職業能力開発促進法の一部を改正する省令（平成15年12月25日厚生労働省令第180号）による改正前の１級の空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管工とするものに合格した者を含む）

注５）実務経験年数の算定基準日　上記区分イ、ロ、ハ、ニ、ホの受検資格の実務経験年数は、それぞれ学科試験日の前日までで計算するものとする。

上記区分ロ、ホの実務経験起算日は、２級合格者は当該試験の合格発表日とする。

注６）指導監督的実務経験　上記区分イ、ロ、ハ、ニの実務経験年数のうち、１年以上の指導監督的実務経験年数が含まれていること。

注７）専任の監理技術者による指導を受けた実務経験　建設業法第26条第３項の規定により専任の監理技術者の設置が必要な工事において当該監理技術者による指導を受けた実務経験をいう。

注８）専任の主任技術者の実務経験　資格区分ホで２級合格後３年以上の者は、合格後１年以上の専任の主任技術者の実務経験が含まれていること。

注９）高等学校の指定学科以外卒業者　高等学校の指定学科以外を卒業した者には、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による試験、旧大学入学試験検定規則（昭和26年文部省令第13号）による検定、旧専門学校入学者検定規則（大正13年文部省令第22号）による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規定（大正８年文部省令第９号）による試験に合格した者も含む。（以下同じ）

⑵　２級管工事施工管理技術検定・学科試験　次のイ、ロのいずれかに該当する者

イ　学科・実地試験

学　歴　又　は　資　格	管工事施工に関する実務経験年数	
	指定学科の卒業者	指定学科以外の卒業者
大学卒業者・専門学校卒業者（「高度専門士」に限る）	卒業後１年以上	卒業後１年６ヶ月以上
短期大学・５年制高等専門学校卒業者・専門学校卒業者（「専門士」に限る）	卒業後２年以上	卒業後３年以上
高等学校卒業者・専門学校卒業者（「高度専門士」「専門士」を除く）	卒業後３年以上	卒業後４年６ヶ月以上（注７）
その他の者	８年以上	
技能検定合格者	４年以上	

注１）技能検定合格者　職業能力開発促進法による技能検定のうち、検定職種を１級の「配管」（選択科目を建築配管作業とするものに限る）又は２級の「配管」に合格した者（職業能力開発促進法の一部を改正する省令（平成15年12月25日厚生労働省令第180号）による改正前の１級又は２級の空気調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管工とするものに合格した者を含む）

（注７）１級　受検資格（注７）と同じ

注２）実務経験年数の算定基準日　上記イの実務経験年数は、学科試験日の前日までで計算するものとする。

ロ　学科試験のみ　下記に該当する者

１）平成28年度中に満17歳以上になる者

⑶　１級管工事施工管理技術検定・実地試験　次のイ、ロのいずれかに該当する者

イ　当年度の１級管工事施工管理技術検定・学科試験の合格者

ロ　学科試験免除者

１）平成27年度１級管工事施工管理技術検定・学科試験の合格者

２）技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るとするものに限る）とするものに合格した者で、前記⑴による１級管工事施工管理技術検定・学科試験の受験資格を有する者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門とするものに限る）とするものに合格した者を含む）

注）実務経験年数の算定基準日　上記２）の実務経験年数は、学科試験日の前日までで計算するものとする。

⑷　２級管工事施工管理技術検定・実地試験　次のイ、ロのいずれかに該当する者

イ　当年度の２級管工事施工管理技術検定・学科試験の受験者（ただし、⑵のロによる学科試験のみ受験者を除く。）

ロ　学科試験免除者

１）平成27年度２級管工事施工管理技術検定・学科試験の合格者

２）技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る）とするものに合格した者で、前記⑵のイによる２級管工事施工管理技術検定学科・実地試験の受検資格を有する者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」に係るものとするものに限る）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門とするものに限る）とするものに合格した者を含む）

３）学校教育法による大学を卒業した者で、在学中に施工技術検定規則（以下「規則」という）第２条に定める学科を修め、かつ、卒業した年度又は卒業後１年以内に平成27年度までの２級の技術検定の学科試験に合格（在学中の合格も含む。以下同じ）し、卒業した後４年以内に行われる連続する２回の技術検定・実地試験を受験しようとする者で、管工事施工管理に関し１年以上の実務経験を有する者

４）学校教育法による短期大学又は５年制高等専門学校を卒業した者で、平成27年度までの２級の技術検定の学科試験に合格した後、学校教育法による大学を卒業した者で短期大学又は５年制高等専門学校在学中及び大学在学中に規則第２条に定める学科を修め、短期大学又は５年制高等専門学校を卒業した後６年以内に行われる連続する２回の技術検定・実地試験を受験しようとする者で、管工事施工管理に関し１年以上の実務経験を有する者

５）学校教育法による短期大学又は５年制高等専門学校を卒業した者で、在学中に規則第２条に定める学科を修め、かつ、卒業した年度又は卒業後２年以内に平成27年度までの２級の技術検定の学科試験に合格し、卒業した後５年以内に行われる連続する２回の技術検定・実地試験を受験しようとする者で、管工事施工管理に関し２年以上の実務経験を有する者

６）学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、平成27年度までの２級の技術検定の学科試験に合格した後、学校教育法による大学を卒業した者で高等学校又は中等教育学校在学中及び大学在学中に規則第２条に定める学科を修め、高等学校又は中等教育学校を卒業した後８年以内に行われる連続する２回の技術検定・学科試験を受験しようとする者で、管工事施工管理に関し１年以上の実務経験を有する者